

アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）

< 円ヘッジコース >

【 基準価額の変動要因分析 】

円ヘッジコース	設定来	当月
	寄与度(円)	寄与度(円)
アジアハイ債券	+4,576	+67
うちインカム収入	+3,960	+36
うち価格変化等	+617	+31
為替ヘッジコスト/プレミアム	▲710	▲10
分配金	▲6,030	▲30
信託報酬	▲1,151	▲9
その他	+29	▲1
基準価額の変動幅	▲3,286	+16

インカム収入・・・アジア・ハイ・イールド債券のクーポン収入などです。

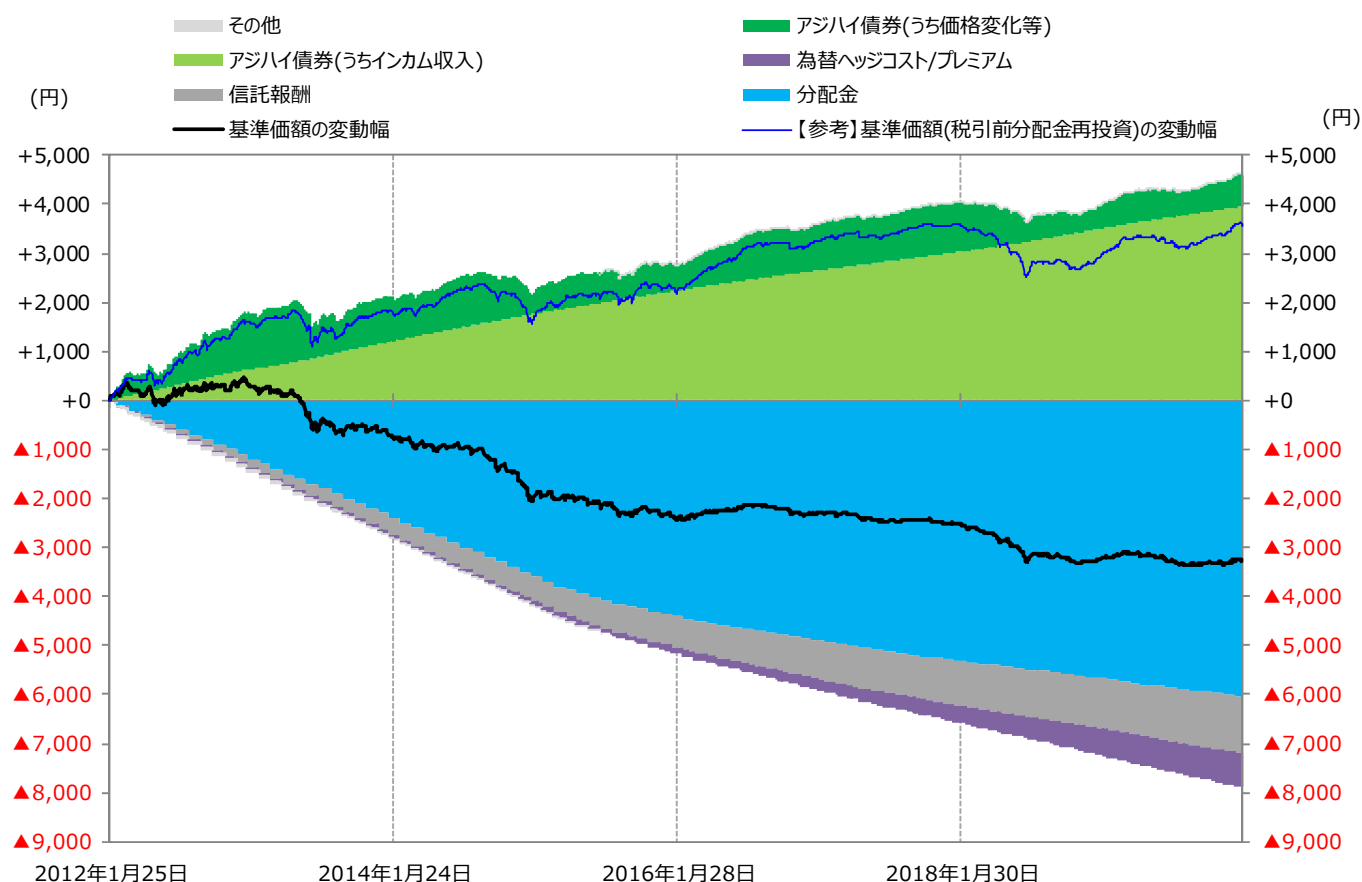
価格変化等・・・米国金利の低下や高利回り商品への投資意欲の高まり等がプラス要因、米国金利の上昇や信用リスクへの懸念等がマイナス要因となります。

為替ヘッジコスト/プレミアム・・・ドル/円為替ヘッジに伴うコスト/プレミアムです。現在は米国短期金利＞日本短期金利であるため、コスト要因になっています。

分配金・・・受益者の方にお支払いした分配金です。

信託報酬・・・年率1.782%(税込)を日割りでご負担頂いています。

【 基準価額の変動要因分析：アジア・ハイ・イールド債券ファンド(円ヘッジコース) 】



・出所: Bloomberg等より作成

・期間: 2012年1月25日 ~ 2020年1月31日

※当資料の変動要因分析値は簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動要因を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための参考値としてご覧ください。また、計算式や分類等は過去に遡って予告なく変更される場合があります。

※表示桁未満の四捨五入等の関係で各寄与度の数値の合計が変動幅の数値と合わないことがあります。

※過去のデータに基づいて作成したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【ご参考】 基準価額(税引前分配金再投資)の変動要因分析

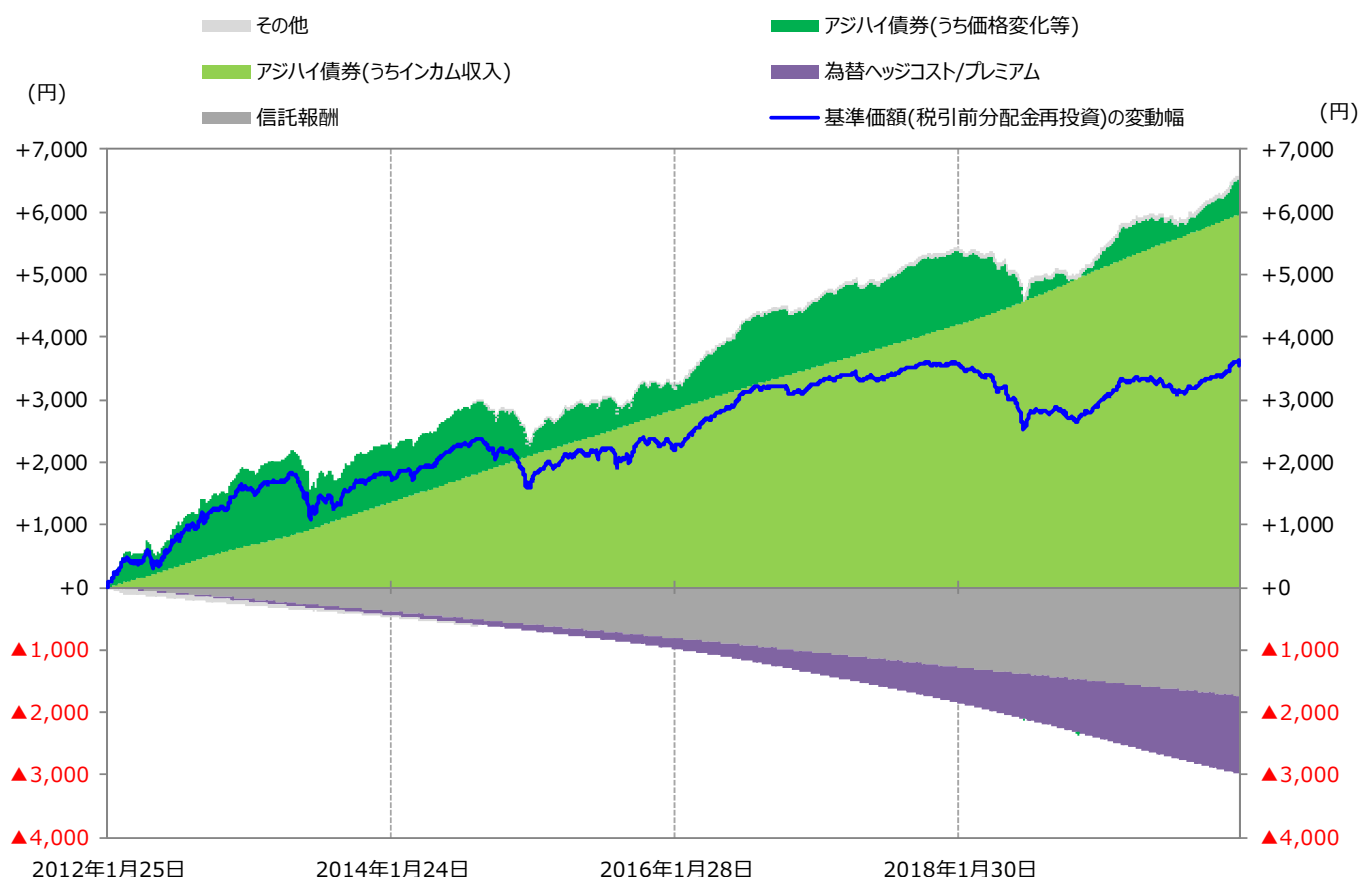
・下記チャートは、税引前分配金を再投資した場合（または分配金をお支払いしなかった場合）における基準価額の変動要因分析で、ファンドの損益要因をより直感的にご理解頂くためのチャートです。

・分配金を再投資した場合、その後のトータルリターン（分配金を加味した基準価額の変動率）がプラスであれば、再投資した分配金からの複利効果により、分配金を受け取った場合に比べて評価益額が大きくなる傾向にあります。

・例えば、アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)円ヘッジコースを設定日に100万円投資して2020年1月31日まで保有して頂いていた場合、分配金を受け取っていただければ合計損益額（評価損益額 + 受け取り分配金の合計）は+約27万円ですが、分配金を再投資していた場合は+約35万円となっています。

（※）諸経費、分配金の税金、売却時の税金等は考慮していませんので、実際の損益額とは異なる場合があります。また、分配金再投資後のトータルリターンがマイナスであれば、分配金を受け取っていた場合より合計損益額が少なくなる場合もあります。

【 基準価額(税引前分配金再投資)の変動要因分析：アジア・ハイ・イールド債券ファンド(円ヘッジコース) 】



・出所: Bloomberg等より作成

・期間: 2012年1月25日 ~ 2020年1月31日

※当資料の変動要因分析値は簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動要因を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための参考値としてご覧ください。また、計算式や分類等は過去に遡って予告なく変更される場合があります。

※表示桁未満の四捨五入等の関係で各寄与度の数値の合計が変動幅の数値と合わないことがあります。

※過去のデータに基づいて作成したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

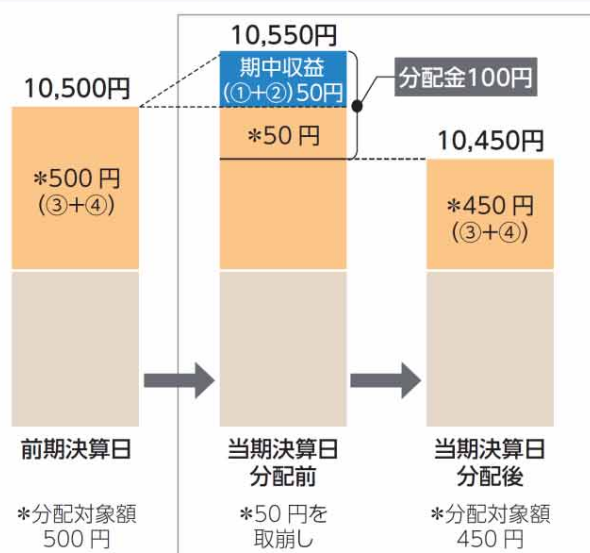
分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

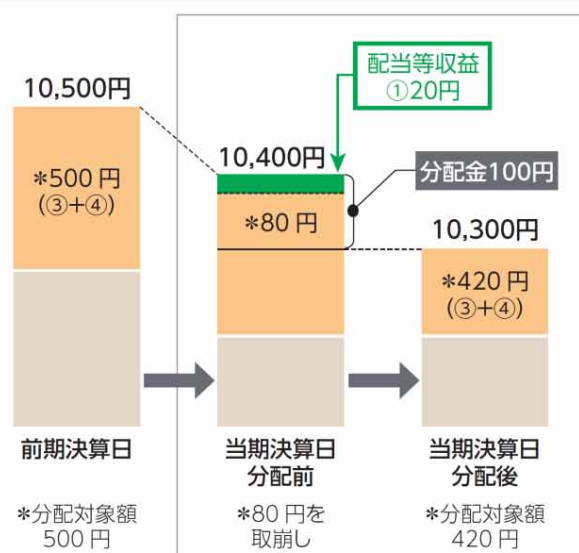
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

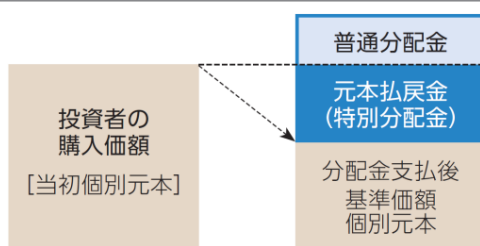


(注) 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、以下①～④です。

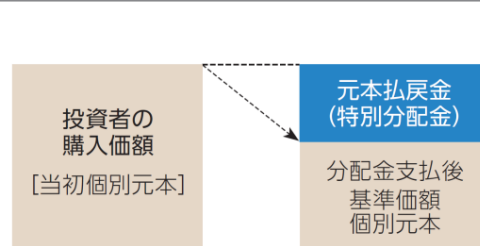
①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が
元本の一部払戻しに相当する場合

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が
元本の一部払戻しに相当する場合

普通分配金 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金） 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税は、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの主なリスクと留意点

《基準価額の変動要因》 くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にて必ずご確認ください。

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

◆為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

お申込メモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申 込 不 可 日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信 託 期 間	2021年8月10日まで（設定日 2012年1月25日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決 算 日	原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時手数料	購入価額に 3.85% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。		販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。		
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.012% (税抜0.92%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。		運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
	委託会社	年率0.35% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社	年率0.54% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.03% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.77% ※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。		投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な運用管理費用(信託報酬)	当ファンドの純資産総額に対して 概ね1.782% (税込・年率) 程度 となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.012% (税抜0.92%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.77%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・監査費用 ・売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		・監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

■当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの委託会社およびその他関係法人の概況

委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図等を行います。 電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス: https://www.sjnk-am.co.jp/ (2020年4月1日付で https://www.sompo-am.co.jp/ に 変更する予定です。)
受託会社	株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託 することができます。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配 金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売 会社において行います。

アジア・ハイ・イールド債券ファンド（毎月分配型）円ヘッジコース

■ 販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

2020年2月3日 現在

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		※ 3
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○				

<備考欄の表示について>

- ※ 1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
 ※ 2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
 ※ 3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
 ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
 ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。